

特殊詐欺等被害防止のための Web 広告配信事業 業務委託に係る企画提案公募要領

特殊詐欺等被害防止のための Web 広告配信事業を業務委託するに当たり、受託者を選定するためこの要領により企画提案を公募する。

第 1 業務概要

1 委託業務名

特殊詐欺等被害防止のための Web 広告配信事業

2 事業目的

Web 広告を活用して特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺被害の対象となり得る県民をターゲットに注意喚起を行うことにより、特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺被害の防止を図るもの。

3 業務内容（委託内容）等

(1) 広告バナーの制作

ア 内容

制作する広告バナーは次の 3 種類であるが、それぞれ複数のバリエーションを制作し、バリエーションごとに広告期間を設定するなど効果的に展開すること。

(ア) 特殊詐欺被害防止に資するもの

(イ) SNS 型投資詐欺被害防止に資するもの

(ウ) SNS 型ロマンス詐欺被害防止に資するもの

イ 作成上の留意事項

(ア) 広告バナーの制作に際しては、委託者と協議を経て決定すること。

(イ) 広告バナーは、各媒体での配信に適したサイズ、形式（タテ型、ヨコ型等）を作成すること。

(ウ) 実写、コンピュータグラフィック等、特に制限はない。

(エ) 「山形県警察」の名称を表示すること。

(オ) 広告バナーのデジタルデータを DVD-R 等の外部記録媒体に記録し納入すること。

なお、広告バナーの使用に関する権利は委託者に帰属するものとする。

(2) 広告配信

ア 媒体の種類

(ア) Facebook

(イ) Instagram

(ウ) Yahoo!ディスプレイ広告 (YDA)

(エ) Google ディスプレイネットワーク広告 (GND)

イ 配信対象者（ターゲット）

(ア) 配信エリア

山形県全域

(イ) 属性等

配信期の被害者分析結果に基づく

ウ 配信期間

令和7年9月1日から令和8年2月28日までの間

エ 表示回数（インプレッション数）

(ア) Facebook、Instagram

1か月40万回以上

(イ) Yahoo!ディスプレイ広告（YDA）

1か月200万回以上

(ウ) Google ディ스플레이ネットワーク広告（GND）

1か月50万回以上

オ リンク先等

広告には指定するリンクを貼付し、クリックするとランディングページ（警察庁公式ホームページを想定）に誘導するよう設定すること。

(3) 配信結果に係る報告並びに効果測定及び改善措置

広告配信期間中は、少なくとも1か月間を目途に配信結果（媒体別の表示回数、クリック数等）のレポート提出を行うとともに、その効果測定と分析を実施してアップデートを図り、より効果的な広告運用につなげること。

(4) 成果品の提出

業務終了後、下記により成果品を提出すること。

ア 成果品

(ア) 実施結果報告書 2部

(イ) 本業務に関して制作した広告バナーデジタルデータ 2部

イ 提出期限

令和8年3月10日（火）

ウ 提出場所

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課

(5) 著作権等

ア 制作した広告バナー等は、第三者の著作権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害することがないように、受託者において、その著作権等を処理すること。

イ 著作権等に関する問題が第三者との間で生じた場合は、全ての受託者の責任とし、受託者において対応すること。

(6) 注意事項

ア 広告配信開始時期を早めることは差し支えない。

イ 広告バナーは提案内容を基本原則とするが、委託者は、広告バナーを決定するまで修正を求めることができる。

ウ 広告バナーの制作及び配信に当っては、委託者と連絡を密にすること。

エ 広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに委託者へ報告するとともに、委託者の対応指示に従うこと。

オ 本業務において知り得た情報や資料等について、第三者に開示又は漏洩しないこと。

カ 仕様書に疑義が生じる場合は、委託者と協議して決定すること。

また、仕様書に記載がない事項であっても必要と認められる事項については、委

託者と協議の上、契約金額の範囲内で可能な限り対応すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

5 提案上限額

2,753千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託契約の方法

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

企画提案を公募し、その内容を審査して最優秀提案者1者を選定し、随意契約の相手方候補とする方法（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号

第2 公募に関する事項

1 応募資格

応募できる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1年以上引き続き業として当該業務を営んでいること。
- (5) 公募の開始から企画提案書等を提出するまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でも、参加可能とする。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（参加者が個人である場合はその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められること。

ロ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(7) 県内に本店又は営業所等を有すること。

2 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- (1) この要領に定めた資格要件が備わっていないとき
- (2) 書類提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要領で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき

3 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提案は、1事業者につき1提案とする。なお、提案に係る経費は提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ア	参加申込書	(別記様式第1号)	1部
イ	誓約書	(別記様式第2号) ※1	1部
ウ	企画提案書	(別記様式第3号)	4部
エ	経費見積書	(別記様式第4号)	4部
オ	事業者概要書	(別記様式第5号) ※1、※2	1部

※1 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

※2 添付書類は以下の6種類とし、複写したものでも差し支えない。

- ① 会社概要がわかるパンフレット等
- ② 法人の履歴事項全部証明書(提出日において発行の日から3箇月以内のもの)、定款又は寄付行為、直近の決算書又はこれに類する書類
- ③ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税の滞納がないことを証明する書類(非課税のものを除く。)

※山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書(各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)

※消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書(本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)

- ④ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し
- ⑤ 役員名簿(役職名、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、住所)
- ⑥ 「類似業務の実績」がある場合は、記載内容を証明できる書類の写し

- (2) 企画提案書作成にあたっての条件等
別添「企画提案書に必要な記載事項」を参照すること。
- (3) 提出先
第3－4の事務担当と同じ
- (4) 提出方法
提出書類に必要な事項を記入の上、郵送又は持参すること（提出期限必着）。
- (5) 書類提出期間
 - ア 参加申込書
令和7年7月1日（火）から同年7月14日（月）
※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
 - イ 参加申込書以外の書類
令和7年7月1日（火）から同年8月1日（金）
※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く
- (6) 受付時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

4 問合せ

- (1) 企画提案書の作成等に係る質問は、質問書（別記様式第6号）により行うものとする。電話や口頭での質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「特殊詐欺等被害防止のための広告配信事業業務への問合せ」として、「第3－4事務担当」宛てに送信すること。
- (3) 質問書の受付は令和7年7月14日（月）午後5時までとする。
- (4) 質問への回答は、当該質問をした提案者のみに回答する。

5 費用負担

企画提案書の作成等、本企画提案の応募に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

第3 審査方法等

1 審査方法

審査は、山形県警察本部内に「特殊詐欺等被害防止のための広告配信事業業務委託に係る審査会」を設置して、資格要件等及び企画提案の内容について書面審査を実施する。

2 審査基準

審査項目	審査の視点
基本的な考え方・方針	① 本事業の趣旨・目的等を理解した上で提案されているか ② 広く県民に訴えるものとなっているか ③ 効果を高める工夫がなされているか
企画内容	① 訴求力のある内容か ② 独創性があるか、説得力があるか ③ わかりやすく、好感が持てる表現か
業務計画 経費見積	① 実現可能な企画となっているか ② タイムスケジュールは適切か ③ 経費・見積もりは適切か

3 最優秀提案者の決定と結果通知

- (1) 審査の結果、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として選定し、次に優れていると判断される提案を行った者を次点者として選定する。
- (2) 審査員の合議により、本事業の目的を十分に達成できないと判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても、審査員の合議により、提案内容について本事業の目的を十分達成できると判断したときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
また、応募者がいない場合又は(2)により最優秀提案者が選定されない場合は、応募資格等について再検討のうえ、改めて募集する。
- (4) 審査の結果は、すべての提案者に対して書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には応じない。

4 事務担当

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係 担当：加藤
〒990-8577 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話 023-626-0110
Fax 023-630-2937
E-mail ypseiki@pref.yamagata.jp

別添

企画提案書に必要な記載事項

項 目	記 載 事 項
1 実施方針	① 本事業を実施する上での基本的な考え方、方針
2 広告バナーの制作	① デザイン ② キャッチフレーズ ③ バリエーション数
3 広告の配信	① 表示回数 ② 配信手法（ターゲティング項目）
4 広告の効果測定	①効果測定の方法 ②効果測定結果に対する改善方法
5 タイムスケジュール	① 業務に関する全体のスケジュール